会 議 録 (要 旨)

会 議 名	庁 議
開催日時	平成 31 年 1 月 29 日 (火) 午前 8 時 59 分~午前 10 時
開催場所	301 会議室
	出席者:市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部 長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当 部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福
出席者及び 欠 席 者	祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理 担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、 会計管理者 欠席者:なし
	説明員:教育部学校給食課長
議題	1 平成31年第1回市議会定例会提出議案について 2 (仮称)武蔵村山市防災食育センター整備事業について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1:提案のとおり、提出議案として決定する。 議題2:原案のとおり決定する。 議題3:第1回市議会定例会の招集期日は、2月27日(水)である。
審 (原順一ま (○● 経 見てしー) (○● 後 きそ、つ) が はる 者 構説 はる 者 構説 はる お 書 関	議題1 平成31年第1回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (建設管理担当部長説明) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分としたため、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。 平成29年9月30日(土)午後1時40分頃、三ツ木四丁目15番地の屋外体験学習広場から総合運動公園へ自転車で移動しようとした市民が、一般市道E第26号線上に設置してある横断側溝のグレーチング蓋の隙間に自転車の前輪が挟まり転倒したことにより、腹部及び頭部等を負傷する事故が発生した。 当該事故の過失割合は市が70%、事故当事者が30%であり、損害額のうち市の過失による損害額に相当する賠償金を支払うものである。 示談交渉については、現在協議中で1月中に示談成立予定である。 (結論) 提出議案として決定する。

(2) 平成 31 年度武蔵村山市一般会計予算

(財政担当部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、現時点での歳入歳出の総額は27,758,178千円で、前年度比1.9%増である。歳入の不足分については、市税が当初より多く見込めたこと、特別会計への繰出金の調整ができたこと、財政調整基金からの繰入額の変更等によって解消することができた。今後は端数整理等を行い、数値の確定に努める。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 平成 31 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算 (市民部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 平成 31 年度武蔵村山市下水道事業特別会計予算 (建設管理担当部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 平成 31 年度武蔵村山市介護保険特別会計予算 (高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 平成31年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 平成 31 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算 (市民部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) (仮称) 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金条例 (企画財務部長説明)

(仮称) 防災食育センターの備品類の整備に要する経費に係る 財源を積み立てる基金を設置する必要があるので、本案を提出す る。

(仮称) 防災食育センター備品購入の経費に、防衛施設周辺の 生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第9条 に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金の一部を充てるた め、(仮称) 武蔵村山市防災食育センター備品整備基金を設置する。 施行期日は、公布の日からとする。

なお、新設条例のため、例規文書審査会に付議する。

平成31年度当初予算に積立金45,000千円を計上する予定である。内容については、議題2において教育部より説明する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市いじめの防止に関する条例

(企画財務部長説明)

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する必要があるので、本案を提出する。

いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号) 等の趣旨を踏ま え、いじめの防止等の対策について基本理念や市の施策に関する基 本的な事項を定めるものである。

施行期日は、平成31年4月1日からとする。

なお、新設条例のため、例規文書審査会に付議する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市職員定数条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

職員定数を増加させる必要があるので、本案を提出する。

別表中市長の事務部局の職員を 325 人から 345 人に、合計を 400 人から 420 人に変更する。

施行期日は、平成31年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会及び武蔵村山市い じめ問題調査委員会の委員の報酬額を定める必要があるので、本案 を提出する。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)及び武蔵村山市 いじめの防止に関する条例に基づき、武蔵村山市教育委員会いじめ 問題対策委員会及び武蔵村山市いじめ問題調査委員会を設置する ことから、当該委員の報酬額を規定する。

施行期日は、平成31年4月1日とする。

なお、武蔵村山市いじめの防止に関する条例の附則において本 案を改正する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務部長説明)

通勤手当の額の上限を定め、及び勤勉手当の基礎額の算定方法を 改める必要があるので、本案を提出する。

1点目は、交通機関利用者の通勤手当の額について、現在上限が 定められていないが、東京都に合わせて 55,000 円を上限とするよ う改める。2点目は、勤勉手当について、その基礎額は現在、職員 が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域 手当の月額の合計額としているが、この算定基礎から扶養手当を除 外するよう改める。 施行期日は、1点目については平成31年4月1日、2点目については平成32年4月1日とする。

なお、1 点目については平成 30 年 11 月 19 日に、2 点目については平成 31 年 1 月 28 日に職員組合と協定済みである。

(質 疑)

- 現在、通勤手当が55,000円を超える職員はいるのか。
- 該当する職員はいない。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市奨学資金条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

奨学資金の対象範囲を改める必要があるので、本案を提出する。 学校教育法(昭和22年法律第26号)第125条に規定する専修学 校(高等課程)を奨学資金の対象に加えるものである。

施行期日は、平成31年4月1日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市福祉会館設置条例の一部を改正する条例 (健康福祉部長説明)

武蔵村山市福祉会館を福祉会館、児童館及び児童発達支援事業所の複合施設として位置付ける必要があるので、本案を提出する。

お伊勢の森児童館及び児童発達支援事業所ちいろば教室の設置、運営等に関する規定を設け、福祉会館ほか 2 施設の複合施設として規定を整備する。

施行期日は、平成31年10月1日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市立児童館設置条例の一部を改正する条例 (子ども家庭担当部長説明)

武蔵村山市福祉会館設置条例(昭和 46 年条例第 18 号)の改正に 伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市福祉会館設置条例にお伊勢の森児童館の規定を移すため、お伊勢の森児童館を削る。(第2条関係)

施行期日は、平成31年10月1日からとする。

なお、武蔵村山市福祉会館設置条例の附則において本案を改正 する。 (結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例

(健康福祉部長説明)

災害 用慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の一部改正及び災害 用慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は災害援護資金の貸付利率を規則で定める率に改める。2 点目は災害援護資金の償還方法に月賦償還を加える。3 点目は保証 人を立てない場合においても災害援護資金の貸付を受けることが できることとする。4 点目はその他政令の改正に伴い規定を整備す る。

施行期日は、平成31年4月1日とする。

なお、政令については1月中に公布される予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (市民部長説明)

国民健康保険税の税率等を改定する必要があるので、本案を提出する。

税率等の改定をする。国民健康保険運営協議会に諮問し、現在協議中であるため税率等については、未定である。

施行期日は、平成31年4月1日とする。

なお、1月31日に国民健康保険運営協議会からの答申書の手交 式を予定しており、答申の内容については平均2.79%の上昇とな る。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例 (高齢・障害担当部長説明)

平成 31 年度及び平成 32 年度における介護保険の保険料率の特例について改め、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、保険料軽減の対象となる者の範囲を所得段階が第1段

階の者から第2段階、第3段階の者まで拡大し、それぞれ保険料率を引き下げる。2点目は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改める。

施行期日は、1点目については規則で定める日、2点目については公布の日とする。

なお、1月24日に開催された介護保険運営協議会において、市が提示した改正案については了承された。また、引き下げる保険料率の軽減幅の上限を定める介護保険法施行令の一部改正政令は、本年度内に公布される見込みであるが、施行期日は現在未定であるので、1点目の施行期日は規則に委任する形を予定している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 平成30年度武蔵村山市一般会計補正予算(第5号)

(財政担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、歳入については 各種交付金の確定通知に基づく補正、歳出については不用額の補 正を予定している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 平成 30 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(注) 平成 30 年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号) (建設管理担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

② 平成30年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算(第3号) (高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

② 平成 30 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補 正予算(第2号)

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

②4) 平成 30 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 平成30年度武蔵村山市一般会計補正予算(第6号)

(財政担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。税連動交付金等の確定 に伴う補正を予定している。なお、議会最終日の追加予定とする。 (結 論)

提出議案として決定する。

(2) 教育委員会委員の任命について

(企画財務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162 号)第4条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会の委員が、平成30年12月31日付で辞職したことに伴い、後任の委員を任命するものである。なお、教育委員会委員の任期は、任命の日から平成31年12月31日までである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づき前任者の残任期間とする。

なお、本案は追加予定とし、教育委員会委員の土田三男氏の辞職 によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 専決処分の報告について

(教育部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年10月1日(月)午前1時頃、台風24号の強風により、市立大南学園第七小学校の校舎屋上のフェンスに設置されていた校名看板の一部が飛ばされ、近隣住宅の屋根瓦を破損させたことに伴い、損害額136,000円を支払うものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 専決処分の報告について

(教育部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年10月1日(月)午前1時頃、台風24号の強風により、 市立大南学園第七小学校の校舎屋上のフェンスに設置されていた 校名看板の一部が飛ばされ、近隣住宅の屋根瓦を破損させたことに 伴い、損害額179,333円を支払うものである。

(結 論)

報告事項として庁議に付する。

議題2 (仮称)武蔵村山市防災食育センター整備事業について

(教育部長説明)

本事案は、老朽化した学校給食センターの代替施設として、災害時に応急給食拠点として整備した施設を活用し、学校給食の提供を図るものである。

概要について、地域防災計画に基づき災害時には応急給食拠点として避難所生活者等に応急給食を提供するとともに平常時には応急給食機能を活用し、市内小学校への給食を調理・提供するための「(仮称) 武蔵村山市防災食育センター」を整備するものである。

なお、建設用地は旧第二学校給食センター用地及び隣接する保留 地を含めた約 2,500 平方メートルとし、調理等の業務は民間委託で 実施する予定である。

建設費等について、防衛補助を活用し、平成31年度では、まちづくり構想策定支援事業(補助率10分の9)としてまちづくり構想・基本計画を策定し、平成33年度から平成36年度にかけては、まちづくり支援事業(補助率10分の7.5)として、実施設計及び工事(工事監理含む。)を行う。なお、補助対象外の備品等を購入するため経費の一部に充てるため、特定防衛施設周辺整備調整交付金から積み立てた基金を創設する予定である。

経過について、平成30年5月に北関東防衛局へ補助事業計画書を 提出し、平成30年12月に北関東防衛局へ実施計画資料を提出している。

本事業における問題点・調整点について、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金は、単年度での採択となるため、平成32年度以降の補助金交付申請は確実に実施していく必要がある。対策としては、平成32年度以降についても確実に補助事業を推進していくため、関係部課との連携を密にする。

内容の詳細については、教育部学校給食課長から説明する。

(教育部学校給食課長説明)

それでは、資料に基づき説明する。

現在の学校給食センターは、昭和44年5月から稼働し、まもなく50年が経過する。建物の老朽化とともに、調理設備も大半が20年以上経過したものであり、毎年、急な故障等による修繕や部品交換などを繰り返している状況である。

教育委員会では、平成10年度以降、旧第一給食センター及び旧第 二給食センターの統廃合の検討や、平成22年度から旧第二学校給食 センターの民間委託への切り替えを行い、その後は旧第一学校給食センター(現在の学校給食センター)の効率的な運営のあり方を検討するための検討委員会において、平成25年3月に出された最終報告を 踏まえ、整備用地や財源等について内部で協議を重ねてきた経過がある。

このたび、福生市が平成29年度に整備した「防災食育センター」を本市でも整備する方向で、北関東防衛局と調整を続けてきた結果、その防衛補助を最大限に活用して、施設を整備するためのスケジュール等の方向性がおおむねまとまった。

事業の概要について、施設名称は「(仮称) 武蔵村山市防災食育センター」としている。これは、単なる学校給食センターの建替えではなく、災害時に稼働し市内の避難者等に応急給食を行い、平常時には学校給食の調理を行い、センター内のホール等では防災や食育に関する展示を見学できる施設を整備するものである。

整備期間については、平成 31 年度を初年度とし、平成 36 年度までの 6 年間で整備する計画である。ただし、防衛補助の申請と決定は単年度ごとであるため、各年度の補助金が確定しているわけではないが、北関東防衛局と調整してきた内容を流れにしたスケジュールに沿って、防衛補助事業として着実に進むよう努める。新センターの稼働目標は、遅くても平成 37 年 4 月としている。なお、スケジュールの中で保留地の購入に関しては、防衛補助対象とするための協議を行っているところだが、工事が始まる平成 33 年度までには購入する必要がある。

整備用地について、旧第二学校給食センターの敷地と、西側に隣接する区画整理事業の保留地と合わせて、約 2,500 平方メートルとなる。

運営形態について、教育委員会が設置した武蔵村山市立学校給食センターの今後のあり方等検討委員会により平成25年3月に出された最終報告を踏まえ、教育委員会として、小学校給食の調理等業務については民間に委託して実施することとして、第一次教育振興基本計画を受けて、現在の第二次教育振興基本計画においても位置付けている。

基金の創設について、(仮称) 防災食育センターの整備に要する経費の規模や全体額は現時点では未定であるが、防衛補助として充てられるものは、構想・基本計画の経費、実施設計、工事の経費であり、センター内部で必要となる事務室の机・イスや可動式の調理器具、配送のためのトラックなどは補助対象とならないので、それらを購入するための費用として基金を創設し、平成31年度から平成35年度までの5年間で、総額150,000千円を積み立て、平成36年度の購入に充てたいと考えている。なお、財源は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の一部を充てる計画である。

整備内容等については、基本計画や設計をこれから行うことから、

あくまでも現時点で想定される内容である。

所在地は、旧第二学校給食センターの住所となる。地域地区は、工 業地域、第二種高度地区、準防火地域で変更はない。容積率は 200%、 建ペい率は 60%である。総事業費は現時点では未定である。敷地面 積は、約2,500平方メートルである。規模構造は、鉄骨造で、地上3 階建てである。延床面積は、おおむね3,000~4,000平方メートル程 度になると想定している。給食数は、現在のセンターと同じく最大で 6,000 食とする。配送校は、民間委託をしている中学校を除く、小学 校9校となり、4,800食程度である。駐車場は、3~5台程度の予定で ある。ただし、配送用トラックの駐停車や切り替え等には支障がない スペースは確保できる。駐輪場は、10~20 台は屋根付きで確保した いと考えている。備蓄倉庫は、防災食育センターの必須要件のため、 設置予定である。付帯施設は、市の災害対策の紹介や備蓄物資の展示 などを行う防災展示コーナー、食育や市内農産物の紹介などを行う食 育コーナー、調理室の一部を窓から見学できる調理室見学コーナー、 100 人程度を定員とする会議室 (研修室)、太陽光パネルを屋上に設 置する予定である。説明は以上である。

(質 疑)

- 本事業についての議会への説明予定はいかがか。
- 議案配布の際に、新設する基金条例とともにスケジュール等の資料に基づき説明予定である。
- 土地の購入について伺いたい。
- 土地については、公社又は市の購入を検討中である。

(結果)

原案のとおり決定する。

議題3 その他

(1) 第1回市議会定例会の招集期日について 第1回市議会定例会の招集期日は2月27日(水)である。

会議録の開示	☑開 示		
	11 1 一部盟元	(根拠法令等:)
・非開示の別	□非 開 示	(根拠法令等:)

庶務担当課 企画財務部 企画政策課(内線:374)

(日本工業規格A列4番)